

2026年2月9日

日本学生支援機構
給付奨学生（多子世帯支援生含む） 各位

学生支援センター JASSO 奨学金窓口

修学支援新制度の適格認定＜学業＞にかかる 斟酌すべきやむを得ない事由の申告について

【手順】

①発表された学業成績と学業基準表を照らし合わせ、「廃止」「停止」「警告」「継続」のいずれに該当しているかを確認してください。「廃止」「停止」「警告」いずれにも該当しないときは「継続」です。
なお、成績にかかる問い合わせについては、学生支援センターでお答えできません。

②「廃止」「停止」または「警告」に該当すると思われる方で、かつ、「やむを得ない事由」がある方は、
別紙2「修学支援新制度「適格認定＜学業＞」における「やむを得ない事情の申告書」の必要事項をご記入ください。
なお、以下の方については、申告書の提出は不要です。

- ・「廃止」「停止」に該当せず、かつ、「警告」に該当しない方（「継続」に該当すると思われる方）
- ・「廃止」「停止」または「警告」に該当するが、「やむを得ない事由」が無い方

③申告書を提出する方は、申告書に記載した事由を裏付ける証明書類を用意してください。

④記入した申告書と証明書類を、自身が所属するキャンパスの学生支援センターJASSO 奨学金窓口に提出してください。
なお、大切な個人情報が含まれる書類ですので、郵送で提出する場合は、追跡できるサービス（レターパック、特定記録など）でお送りください。

【やむを得ない事由とは】

・成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、奨学生本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）と認められる場合を想定しています。

※当該事由により試験を受けられないなど、成績判定ができない状態にあることが必要です（判定はされても、当該非受験等により低い成績判定がなされる場合を含む）。なお、その事由が一時的なものであり、かつ、追試験の実施やレポートの徴求などの代替措置を講じられた場合であって、代替措置が講じられた時点では既に当該事由が解消されていたときには、特例の適用対象とはなりません。

※学生等本人のアルバイト過多の結果、学業不振となった場合は、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」には含まれませんが、例えば親の病気等何らかの事情で、家計収入が減少し、アルバイトをせざるを得ない場合はその限りではありません。

※ 学修意欲（出席率等）に関する基準については、各大学等で定める学修意欲に関する基準を満たさないことが、その事情によるものであると大学等により認められることが必要です。

【提出期限】 2026年3月6日（金）17時まで ※必着

【認定の告知（予定）】 2026年3月27日（金）以降に学内情報サービスでお知らせ予定

<留意事項>

【2024年度適格認定<学業>で「警告」だった方】

2024年度の適格認定<学業>で「警告」だった方が、今回2025年度の適格認定<学業>で警告基準に該当した場合、2回連続で警告基準に該当することになり、「廃止」の認定となることにご注意ください。

※2度目の警告事由が「GPA等が学部等における下位4分の1に属する方のみ「停止」の認定となります。

【GPAによる警告について】

GPAによる警告（下位4分の1以下の者）については、「单年度」のGPAで判断されます（入学時からの累計GPAではありません）。2024年度に「警告」の認定をされていない方は、今回2025年度に警告の認定を受けたとしても、2026年度から修学に励み、2026年度末の適格認定（学業）において警告とならなければ、廃止および停止を回避することができます。

【適格認定<学業>による処置】

適格認定<学業>による処置の判定結果により、以下の処置を行います。

判定結果	処置の内容
廃止	ア 支援の打切り（給付奨学金の振込みおよび授業料の減免が無くなります。） イ 返還が必要な「廃止」に該当する場合は、「廃止」の事由が発生した学年の初日に遡及して認定取消となり、当該年度の給付奨学金および授業料減免額の返還が必要
停止	ア 支援の中止（給付奨学金の振込みおよび授業料の減免が無くなります。） ※停止となった翌年度の適格認定において、学業成績等が「継続」相当の場合は停止が解除され、それ以外の場合は「廃止」となります。
警告	ア 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する イ 連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る
継続	支援を継続する

【前期授業料にかかる学費納付書の送付時期】

- ・「廃止」「停止」と認定された方については、4月上旬に学費納付書をお送りする予定です。
- ・「警告」または「継続」に認定された方については、5月下旬に学費納付書をお送りする予定です。
支援区分がIからIV、または多子世帯支援に該当する方は、減免された学費納付書をお送りします。
(支援区分が「対象外」「IV(対象外)」の方について減免はありません)。

【問い合わせ・書類送付場所】

学生支援センター JASSO 奨学金窓口 ※受付時間 平日 9:00~17:00 (休憩 11:45~12:45)

- ・ポートアイランド第1キャンパス

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3

Tel : 078-974-4084 (A号館1階2番窓口)

- ・有瀬キャンパス

〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518

Tel : 078-974-1607 (1号館2階 ※JASSO 奨学金窓口は3月1日から1号館2階4番窓口に移ります。)

以上